

雨天中止時の使用料について

雨天中止等で施設利用できなかった場合の使用料については、使用料の還付で対応いたします。

【対 象】 施設使用料を支払後、雨天中止等(自己都合以外)で利用できなかった予約

対 象 施 設	対 象 期 間
滝の根テニスコート	令和7(2025)年11月30日分までの予約
中央公園(陸上競技場・野球場) 北朝霞公園野球場・弁財公園テニスコート 青葉台公園(テニスコート・芝生広場) 内間木公園(テニスコート・ソフトボール場)	令和7(2025)年4月30日分までの予約

【還付手続きに必要な物】

持ち物: 還付の対象となる許可書・代表者の印鑑

※予約システム更新に伴い上記の対応になります。

対象団体の皆様にはご迷惑をおかけしますがご了承ください。

指定管理者: (公財) 朝霞市文化・スポーツ振興公社